

平成18年6月29日

当社定時株主総会における「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」の
導入の承認に関するお知らせ

当社は、平成18年4月27日開催の当社取締役会において、平成18年6月29日開催の当社第106回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)の具体的内容を決議いたしました。本定時株主総会において、第3号議案「定款一部変更の件(2)」、および第7号議案「買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件」について株主の皆様のご承認を頂きましたのでお知らせいたします。

本プランの詳細につきましては、平成18年4月27日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」、もしくは「第106回定時株主総会 招集ご通知」をご覧ください。同資料は、当社ホームページの「IR情報」コーナーに掲載しております。

「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」(平成18年4月27日付)
http://www.shiseido.co.jp/ir_news/

「第106回定時株主総会に関する情報」(平成18年6月5日付)
<http://www.shiseido.co.jp/shareholder/html/>

当社は、このたびの株主の皆様のご意思に基づき、引き続き、本プランに従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていく所存です。

以上